

令和6年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 令和6年3月29日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時49分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 谷部憲子
委 員 井口信二
委 員 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学 務 課 長	羽田 顕
・指 導 室 長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 井口信二

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 11時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は私に加え、谷部委員と井口委員にお願いをいたします。

まず、本日、傍聴の申出はありませんけれども、本日の議案第35号につきましては人事案件であるため、議案第36号につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利・利益を害する恐れや公正かつ円滑な議事運営が損なわれる恐れがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第35号及び第36号につきましては非公開とし、議事の進行は議事日程を変更し、まず非公開案件である議案第35号及び第36号を上程し、その後、議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が17件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第35号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」を上程いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第35号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」説明を申し上げます。

「提案理由」でございます。教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

別添資料のとおり、人事異動を発令いたしたいと考えております。1枚、おめくりくださいませ。

まず1の令和6年4月1日付けで、次の職を命ずるものでございます。(1)の部長級につきましては、新任職、学校教育担当部長は山梨智弘で、現職は総務部参事でございます。

続きまして(2)の課長級でございます。新任職、学校施設担当課長は、学校環境整備担当課長尾崎隆夫の兼務でございます。続きまして、教育指導課長は谷合みやこで、現職は指導室長でございます。続きまして、総合教育センター教育支援課長は二ノ宮正信で、現職は東京都教育庁指導部主任指導主事<葛飾区派遣>でございます。続きまして、総合教育センター管理担当課長は土居真喜で、現職は指導室係長でございます。続きまして、放課後支援課長は、地域教育課長高橋裕之の兼務でございます。続きまして、生涯スポーツ課長は宮木亮で、児童相談部児童相談課係長でございます。

裏面をご覧くださいませ。2の令和6年3月31日付けで、次の職を免ずる者でございます。

(1)の部長級でございます。学校教育担当部長佐々木健二郎は、会計管理者へ新任でござ

います。

続きまして、(2)の課長級でございます。学校施設担当課長小野村守宏は選挙管理委員会事務局へ。学校教育支援担当課長大川千章は江戸川区へ。放課後支援課長石川まどかは福祉部障害福祉課長へ。生涯スポーツ課長柿澤幹夫は環境部リサイクル清掃課長へ、それぞれ新任でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第35号は、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第36号「いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査について」を上程します。

議案第36号「いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査について」

— 非公開 —

以上で非公開案件を終了いたします。

それでは、議事日程に従いまして、議案第20号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第20号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして説明を申し上げます。

「提案理由」は、組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、議案等の第20号から第28号まで、そして議案第30号及び32号につきましては、本件の同様の提案理由でございますので、これらにつきましては提案理由のご説明は省略をさせていただきますと存じます。

それでは、2枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条の「指導室」の規定を「教育指導課」以下、改正案のとおり改めるとともに、総合教育センター教育支援課以下、改正案のとおり加えます。続きまして、第3条第1項の「(室を含む。以下同じ。)」及び「(室長を含む。以下同じ。)」を削ります。

2ページをご覧ください。同条第2項の「学校教育支援担当課長」を「総合教育センター管

理担当課長」に、同条第6項及び第7項の「指導室」を「教育指導課及び総合教育センター教育支援課」に、同条第8項の「学校教育支援担当課長」を「総合教育センター管理担当課長」にそれぞれ改めます。

続きまして、第4条の「指導室」を「教育指導課」に改め、「いじめ対策担当係」及び「幼児教育担当係」を改正案のとおり加えます。

3ページをご覧ください。「指導主事」につきまして、(2)の「生活指導」を削り、(6)「いじめに関すること」を加えます。さらにその下、「総合教育センター教育支援課」以下、5ページの(5)「特別支援学級の特別支援教育に関わる教科書採択に関すること。」までを加えるものでございます。

表の左下をご覧ください。施行日は令和6年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第21号「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第21号「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側の改正案でございます。別表第1の7の名称を「葛飾区教育委員会課長印」に、管守者を「各課長」に改めるとともに、別表第2の13を記載のとおり改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第22号「葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第22号「葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則」に

つきまして、説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条第2号の中の「室並びに」を削ります。

施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第23号「葛飾区教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 議案第23号「葛飾区教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

1枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第1号の中の「室並びに」を削ります。

施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり、可決といたします。

次に、議案第24号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第24号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」説明を申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第3条の「(室長を含む。以下同じ。)」及び「(室を含む。以下同じ。)」を削ります。次に、第11条第3項の「室長」を「教育指導課長又は総合教育センター教育支援課長」に改めます。

裏面をご覧ください。別表第1の「指導室長」を「教育指導課長」に改めます。

施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 24 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 25 号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 25 号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第 4 条第 3 項「指導室長」の文言を「教育指導課長」に改めます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上です。どうぞご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 25 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 26 号「葛飾区教育委員会会計年度任用講師懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 26 号「葛飾区教育委員会会計年度任用講師懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料 2 枚おめくりください。第 4 条第 3 項、「指導室長及び学校教育支援担当課長」、こちらを「教育指導課長及び総合教育センター教育支援課長」に改めます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 26 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 26 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 27 号「葛飾区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正について」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 27 号「葛飾区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料 2 枚おめくりください。第 4 条第 1 項「葛飾区教育委員会事務局指導室長」、こちらを「葛飾区教育委員会事務局教育指導課長」、こちらに改めます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 27 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 28 号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正について」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** では、議案第 28 号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料を 2 枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。第 8 条と 10 条の「指導室長」、こちらを「教育指導課長」に改めます。また、第 10 条第 2 項「指導室長」、こちらを「教育指導課長」に改めます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

お諮りいたします。議案第 28 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 29 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程します。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、議案第 29 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

「提案理由」は、適応指導教室の名称変更に伴い、所要の改正をする必要があるので、提出するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 号中の「適応指導教室」を改めまして、「教育支援センター」とするものでございます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

お諮りいたします。議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 30 号「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則」を上程します。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、議案第 30 号「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただければと思います。第 8 条中の「葛飾区教育委員会事務局指導室」を「葛飾区教育委員会事務局教育指導課」に改めます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとなります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 30 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 30 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 31 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の廃止について」を上程します。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、議案第 31 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の廃止について」の議案を提出いたします。

こちらにつきましては、「葛飾区立総合教育センター処務規程（平成 13 年教育委員会訓令第 6 号）」を別添のとおり廃止するものでございます。

施行日は令和6年4月1日からとなります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第32号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」を上程します。
生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第32号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」の説明を申し上げます。

2枚ほどおめくりくださいまして、新旧対照表をご覧ください。第2条に「(係の設置)」を加え、今まで一つの係であった博物館を、博物館管理係と博物館事業係の二つの係に改めるものでございます。これに伴いまして、現行の第2条「掌理事務」を第3条の「分掌事務」に改めますとともに、博物館管理係及び博物館事業係、それぞれの分掌を記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。第3条の「職員」を第4条に改め、2号に「係長」を加えます。また、第4条の「職責」を第5条に改め、館長及び係長、それぞれの職責を記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。第2条に「(係の設置)」を新たに加えたことによりまして、各条項を繰り下げていくものでございます。

施行日は令和6年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり、可決といたします。

次に、議案第33号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」を上程します。

中央図書館長。

○**中央図書館長** それでは、議案第33号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

先の本委員会において、議決頂きました葛飾区立図書館の基本的な考え方・取組方針、その

改定の方向に沿いまして、組織を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の要点について、ご説明させていただきます。主な改正点は3点ございます。まず1点目は2ページをご覧ください。図書館利用者へのサービスは地域館が担う体制とするものでございます。条例で、地域館の分館として地区館を位置づけ、規則第2条の2により、図書館サービスセンターや図書館返却ポストについても地域館が運営を行い、身近な地域館が地域の図書館利用者の需要に応える中心とする体制といたします。

次に、2点目は4ページをご覧ください。第7条で図書館利用者が、図書館を利用する際に守るべき事項を定めました。今回、条例に図書館の利用制限の規定を設けたことに合わせまして、規則に図書館利用者が図書館を利用するに当たり、守るべき事項を規定したものでございます。

3点目といたしまして、5ページをご覧ください。地区館の時間延長を行うものでございます。別表第1をご覧ください。地区館の開館時間を午前10時から午後6時までに統一するとともに、区民サービスの向上のため、利用時間を拡大し、平日の開館時間を1時間延長いたします。なお、日曜及び休日については、従来どおり午後5時まででございます。

また、その他、新旧対照表のとおり、規則の表現を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和6年4月1日を予定しております。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第34号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」を上程します。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、議案第34号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

先の議案同様、葛飾区立図書館の基本方針な考え方・取組方針、その改定の方向性に沿って区立図書館の組織を改めましたことから、これに伴い、分掌事務等を改めるものでございます。

新旧対照表のとおり、所要の改正を行うものとしてございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 34 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 34 号は原案のとおり可決といたします。

続いて、報告事項等に移ります。

報告事項等の 1 「令和 6 年度葛飾区各会計予算の審査について（第 4 分科会）」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、令和 6 年度葛飾区各会計予算の審査について説明を申し上げます。

予算審査特別委員会が終了いたしまして、各会派のご意見がまとめられたものでございます。1 枚おめくりください。第 4 分科会、各会派の意見の要旨をご説明申し上げます。

まず自由民主党議員団でございます。不登校児への対応として、原因を分析し、児童相談所との連携など環境づくりを進めてほしい。映像授業による先取り学習の導入や教職員の校務の効率化など、デジタル化の効果をよく分析し、教育DXを効率的に進めてほしい。かつしかチャレンジプログラムの内容・回数の一層の充実を求む。旧小谷野小学校の活用については地元への丁寧な情報提供と博物館収蔵品の保存方法の早急な検討を求む。宝木塚小学校改築中の運動場として都住跡地の早急な整備を求む。放課後等の児童の居場所については学童、わくチャレ、かつしかプラス等、将来的に全ての小学校で同様のサービスとなるよう事業展開を求む。マラソンの公道開催は堀切発着にこだわらず、実施可能性の高いルートでの検討を求める。奥戸陸上競技場の天然芝生化は、Jリーグ基準を取り入れるなど、将来を見据えた改修を求める。

次に葛飾区議会公明党でございます。教員の働き方改革に資するための外部人材等の配置とDX化の推進による校務負担の軽減を要望します。にほんごステップアップ教室は、外国人児童に対し、ニーズに合わせた質の高い事業を要望します。不登校対策として、児童、生徒の睡眠についての調査を行い、睡眠の大切さを学ぶ教育の実施を望みます。運動会で利用するテント等の備品が不足しており、各学校の備品状況を把握して補充改善することを望みます。区内小中学校における熱中症対策として、実態調査アンケートを行い、適切な対策強化により安全確保を求めます。学童の待機児童対策として、家庭に寄り添った対応を求めます。また、児童館やわくわくチャレンジ広場の拡充も含めて柔軟な対応を求めます。図書館においては、電子図書の更なる拡充を望むとともに、読書推進の一助となる読書通帳機について導入の検討を望みます。

次に、かつしか区民連合でございます。いじめ対策は学校現場の初動体制の支援を進めた上で、総合教育センターの資源と連携せよ。幼児教育は計画的に推進せよ。学習センターは新聞導入を評価し、学校規模に応じた学校司書の体制を検討するとともに、本田小学校の環境整備

を検討せよ。総合教育センターは体制整備を評価する。不登校対策は親の会の充実や科学センターの活用を求めるとともに、各校内サポートルームの成功事例を共有し充実せよ。スクールカウンセラーはスーパーバイザーの導入を検討せよ。西小菅小学校のプールは活用について検討を進めよ。図書館は取組方針の見直しを評価するとともに、専門的な知見を導入し、計画的な整備を求む。郷土と天文の博物館は学芸員など計画的な人材育成を求めるとともに、収蔵庫の水害対策など、収蔵文化財保護も含めたBCPの整備を求める。早寝早起き朝ごはん運動は、学校現場での活用を再考せよ。

裏面をご覧ください。日本共産党葛飾区議会議員団でございます。学校用務員もいよいよ足りなくなり、業務委託を今後増やす予定としている。公務員の給料を上回る支出となっており民営化のための民営化になっている。水泳指導の民営化は、結果的に学校ごとにかなり幅があることが明らかになった。この問題を放置できない。大多数の小学校で学校プールにより水泳指導が行われているのに、環境改善に後ろ向きは許されない。地区図書館の委託化によって、委託事業者が多額の公金が使われる。かつしかプラスは、学童保育入所者との新たな差別をつくり出すもので問題がある。さらに待機児を解決するためには計画を上回る学童保育クラブの新規建設こそ求められている。

次に、無所属の1人目でございます。本区は増加傾向にある不登校の児童への対策において、原因や理由の実態把握が進んでいないように感じる。早急な対応を要望。水泳指導においては来年度21校がまだ学校のプールを使って授業をする予定だが、1校でも多くの学校に日除け用の屋根の設置を強く要望。386人の待機児童解消の政策については評価するが、今回策を講じていない地域、特に水元や柴又や亀有地域への早急な対応策を強く要望。水元においては来年の7月に新しい学童保育クラブができるが、今年1年間はかつしかプラスの実施校に加えることやわくチャレの委託化など、この1年待たせないような対応策を強く要望。中学校部活動の地域移行については、土日どちらかの3時間だけの事業では教職員の負担軽減になっていないため、終日委託をかける事業への見直しを要望。

次に、無所属の2人目でございます。いじめ、不登校の特に多い学校については、教育委員会が積極的に介入して対策を講じるべきである。教員不足が問題となり、学校運営に支障を来しかねず、東京都に働きかけるべきである。一般財団法人キッズチャレンジ未来は東金町運動場、水元総合スポーツセンター多目的広場を優先利用して、サッカースクールを営んでいるが、当初議会に対しての説明とは異なり、アメージングスポーツラボジャパンに運営を委託し、さらには、議会では一般財団法人なのでビジネスではないと現副区長・当時の政策企画課長が嘘をついて進めてきており、議会軽視も甚だしい。バルサアカデミーは、葛飾校以外は直接アメージングスポーツが経営しており、キッズチャレンジ未来の役割が商用利用のカモフラージュと区への口利きの疑いがあり、決算書類や会計帳簿の提出を求め調査すべき。

3 ページをご覧ください。無所属の 3 人目でございます。学校プールに関して、子どもたちの泳力に地域差が出ないように努めよ。学校体育館が災害時の避難所として適切か、冷暖房備含め、トイレの状況も鑑みたくて学校改築に反映していただきたい。新改築校では児童数が増え、教室が足りていない。学校プールを含め、今後の改築計画について示していただきたい。住吉地域の学童保育クラブ設置を強く要望する。ジュニアリーダー育成費用については、将来の地域の担い手育成の重要な場であり、町会等にも積極的に入り、募集を募れ。区内には新小岩や川甚の跡地など区として利用できる計画施設が増えつつあるため、計画段階で青少年学習の場として有効に活用できるよう区教委からも働きかけていただきたい。

次に、無所属の 4 人目でございます。小中学校内での徹底的なバリアフリー化対策として、整備・設置の更なる充実に加え、児童・生徒に向けたインクルーシブ教育の一環として心のバリアフリー浸透を図っていただきたい。水泳指導充実事業経費は、学校プールへのサンシェードの取り付けなど暫定的措置の早期実行を求める。教育情報化推進経費については、教育の質の向上を図る手段として、積極的に ICT を活用していくことを期待する。不登校対策については、最新のエビデンスも活用したきめ細やかなサポートをしっかりと行うことを求める。学校の熱中症対策として、保健室に経口補水液と冷却材を備えているが、引き続き更なる充実を求める。

次に、無所属の 5 人目でございます。学校用務員雇上経費と学校施設総合管理業務委託費について、区職員としての雇用を行い、安定的な人の確保をした方が長期的に見れば、災害時を含めた突発的な事象への対応がしやすく、メリットがあると考えます。奨学資金貸付経費について、給付型の創設を求める。屋内温水プール建設経費について、維持管理費等を含めた費用比較、学校プール廃止について見直し検討を求める。学校給食費については、全国一律の国負担を求めること。放課後支援事業経費について、わくチャレの児童指導サポーター募集の広報拡大、学童保育クラブの増設を求める。わくチャレと学童保育クラブの役割は異なるため、ニーズに応えた対応をするべき。ナショナルトレーニングセンター事業経費について、施設の区民利用、スポーツ人口変化等の施設整備の効果検証を求める。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 1 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 2 「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校の改築スケジュールの変更について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校の改築スケジュールの変更について」報告いたします。

1の「経緯」でございます。現在、よつぎ小学校・四ツ木中学校の改築に当たっては、新校舎での学校運営開始に向けて、設計業務を行っているところでございます。今般、四ツ木中学校の仮設校舎借上げ契約について、入札が不調となったため、改築スケジュールの見直しを行うものでございます。

2番の「対応」でございます。令和6年度能登半島地震に伴う応急仮設住宅対応により事業者が人員を確保できないことから、令和6年第2回定例会において第一次補正予算案を計上し、改めて入札を行う予定でございます。また、このため、当初、令和7年度夏季休業期間に予定していた四ツ木中学校の仮設校舎への引っ越しを延ばしまして、冬季休業期間に行うこととします。

3番「今後の予定」でございます。本教育委員会の後、4月に文教委員会庶務報告、また学校・地域への説明を行ってまいります。詳細なスケジュールは、別紙で説明させていただきます。恐れ入ります、1枚、お開きいただきまして、横の表をご覧ください。

表が2段になっていまして、一番上の表が当初予定。下の表が変更後の予定でございます。上の表、1番のプール解体・仮設校舎建設工事。こちらが令和6年度8月予定だったものが、令和6年度12月に変更となります。そうしますと、この仮設校舎への引っ越しなのですが、先ほどご説明しました令和7年度8月開始予定だったのが、令和7年度12月と、夏休みから冬休みに変更となるものでございます。

また、これに伴いまして、全体的に4カ月、スケジュールが後ろ倒しになるものでございます。上の表を見ていただきますと、令和9年度2月に新校舎建設を行って、春休みに引っ越しを行い、令和10年度4月に新校舎での運用を当初予定してございました。そちらが変更後、下の表を見ていただきますと、令和9年度6月に新校舎建設をしまして、令和10年度の夏休み期間中に引っ越しをし、令和10年度9月に新校舎の運営をする予定でございます。

こちらの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「令和6・7年度葛飾区青少年委員の委嘱について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から令和6・7年度青少年委員の委嘱についてのご報告をいたします。

お手元の資料をご覧ください。青少年委員は、青少年の余暇指導に関することや官公署、学校及び青少年関係団体相互の連絡に関することなどを職務とし、青少年教育の振興のために委嘱するものでございます。

3の「任期」でございますが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

4の「委員」数につきましては、小学校区選出49人、中学校区選出24人の計73人となっております。

5の「選考経過」でございますが、学校長を事務局長とする地区推薦委員会が、各小・中学校区ごとに設置され、地区推薦会からの報告に基づき、青少年委員候補者全員を青少年委員として、決定したものでございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。青少年委員の一覧でございます。なお、新任委員につきましては、小学校区選出10人、中学校区選出が6人の計16名となっております。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「『第10回かつしかふれあいRUNフェスタ2024』の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「『第10回かつしかふれあいRUNフェスタ2024』の実施結果について」ご説明をいたします。

実施日時は、令和6年3月10日曜日、午前9時から午後2時15分まで実施いたしました。

会場は、堀切水辺公園。天候等につきましては晴れ、気温8度でございました。

出走者数及び完走者数等につきましては、エントリー数、4,572人。出走者数、3,927人。完走者数は、3,913人で、完走率は99.6%でございました。参考に、リアル形式で開催した前年第9回とコロナ前・平成30年の第5回の大会出席を括弧内に掲載しております。なお、今回の大会の詳細な内訳につきましては、裏面のとおりでございます。

5の「救急搬送・迷子」につきましては、救急搬送は0件。迷子は2件でしたが、2件ともに保護者へ引き渡すことができております。

「その他」といたしまして、第10回の開催を記念といたしまして、オリジナルマスコットキャラクターデザインの投票や、ゼッケン番号下二桁が「10」のエントリー者への特別賞贈呈等を実施いたしました。

ご説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員 RUNフェスタはコロナ禍を挟みながらも10回開催できたということは、すごく

すばらしいことだなと感じております。

ちょうど年度末の時期でもありますし、前後に大きな区のイベントもたくさんあると思うので、準備がすごく大変だと思うのですけれども、皆さん大変な思いをしながら無事に行えたということは本当によかったと思います。

第5回から比べると、人数はまだもの足りない部分もあるのかもしれませんが、11回目は、やはり5,000人、6,000人と増えることを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ご意見、ありがとうございます。このRUNフェスタだけではなく、体育館の利用者等についても、まだまだ回復していない部分もございます。PR等も力を入れながら、今後、スポーツに参加していただける方が増えるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。何か本日の案件以外でご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年教育委員会第3回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時49分